

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

◆市民コメント募集期間: 令和3年1月8日(金)～2月8日(月) ◆対象者: 市内に在住・在勤・在学の人 ◆意見数(人): 65件(11人[持参5人 郵送0人 メール5人 FAX1人])

上尾市教育委員会教育総務部図書館

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
1	—	—	—	該当項目無し	(項目・ページはありませんが) 上平に7,200平米の敷地が分館用地としてあります。第1次計画では新図書館＝第二図書館施設構想もありました。市民の税金で購入した土地です。となりのさいたま市に負けない地域図書館を計画しましょう。	ご意見は、参考とさせていただきます。 現在、上平地区複合施設検討委員会で基本構想の検討が進められております。この中で、本計画の基本方針に沿って取り組んでまいります。
2	—	—	—	その他または計画全体	本館の今後について。丸広またはショーサンプラザに移転する位の「空想案」くらい練ってください。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、今後の施設の改修や図書館網の整理については、市の公共建築物の計画の中で公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいくものとしており、本館の今後についてもこの中で検討してまいります。
3	—	—	—	その他または計画全体	貸出頻度が少なすぎる施設は縮小も検討してください。受渡し特化施設にするとか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、今後の図書館網の整理については、市の公共建築物の計画の中で公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいくものとしており、各施設の取り扱いについてはこの中で検討してまいります。
4	—	—	—	計画自体	「第3次上尾市図書館サービス計画(以下、『計画案』)」は、第4次・第5次計画へと続く流れの中にあるという意味で、次代に繋げる役割を負っています。同時に本計画に関心を寄せる人々、すなわち、図書館の利用者、市民、市教委や市役所の職員、あるいは他の自治体の図書館関係者などを対象として「計画案」は作成されていると思われまます。 図書館奉仕(サービス)について、現在上尾市図書館が抱えている課題とは、二つの問題に収斂されるのではないのでしょうか。その一つ目は「スタッフの配置と業務の棲み分け」です。現状では『図書館法(以下、『法』)』で謳われる専門的職員、すなわち職名としての司書や司書補が配置されていないこと、カウンター業務など一部の奉仕について外部(民間企業、単年度契約)に委託していますが、それは上尾市図書館における「基幹業務」と「非基幹業務」とは何か、その棲み分けをどうするかという問題でもあります。厳しい指摘になると思いますが、カウンター業務は、最も利用者のニーズ等を把握できる図書館奉仕であり、そうした業務を担わない職員が図書館のサービス計画を策定すること自体、上尾市図書館として自己矛盾に陥る可能性は否定できません。二つ目は「施設」についてです。とりわけ本館は「もう少し広く、様々な取り組みが出来るスペースがほしい」「開架の状態で所蔵資料が探せるようにしたい」等は、スタッフ・利用者に通ずる要求であると思います。つまり、多くの人々が「本館を何とかしてほしい」と願っているといっても過言ではありません。 以上指摘したことは、図書館職員の方々にとっては百も承知のことかもしれませんが、ジョブローテーションで図書館に配属されてから司書の資格を取得し、専門的業務に近づきたいと前向きに考えている職員の方もおられるでしょう。日々の業務や運営のあり方について忸怩たる思いでいるであろうことは十分承知したうえで、『計画案』についての意見を述べます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館を取り巻く環境やサービスに対する市民のニーズは、時代とともに変化しております。本計画は、上尾市が設置する図書館に対して様々なご意見があることを十分認識したうえで、10年後の将来像を見据えながら取り組むための図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針として策定するものです。今後、ご意見に留意しながら、しっかりと計画の実行に努めてまいります。
5	—	—	—	計画自体	第3次上尾市図書館サービス計画の前にやることではないか。新図書館計画の検証をするべきである。 ・知の拠点と議会に言っていたが。 ・利用人数の水増し。土地(建物含む)の購入価格。 ・自動書庫は、ランニングコストも計算せず、人員が減る。 等々、後付けでの正当化の検証をしなければ、3次計画などと言っている場合ではないのではないか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 新図書館の見直しについて、様々なご意見があることは認識しております。本計画では、この見直しも含めたこれまでの実績を踏まえ、図書館の10年後の将来像の実現を目指していきたいと考えております。
6	—	—	—	指定管理者制度	市の計画では、指定管理者との文面があるが、コストも含めそちらにシフトすべきではないのか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 指定管理者制度の導入は、良質な図書館サービスを提供するための効率的かつ効果的な運営手法として、選択肢の一つであると認識しております。行政改革の取り組みと連携しながら、本計画を推進する中で、より良い運営方法について議論を重ねていきたいと考えております。
7	—	—	—	「アンケート調査」	アンケート調査報告を議員にしたが、初めて見た様子であった(半年前にお知らせにあったのに)。座談会の件は、中止?になったようだが、誰も(議員、協議会委員)発言がない。コロナ禍といっても、努力くらいはしていたきたい。	ご意見は、参考とさせていただきます。 アンケート調査の結果報告書にある座談会については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施に至りませんでした。本計画を推進する中で、モニタリング等の実施と併せて検討していきたいと考えております。
8	—	1章	1	1.計画の背景 1.2.本計画策定の経緯	前提条件が違います。 「第2次計画では…一定の成果を上げることができました」としています。前提条件は第2次計画が策定し、その後改定された「新図書館」問題です。平成25年1月政策会議で図書館本館を上平に移転することを当時の島村市長が決定しました。その後、第2次計画は島山市長が建設工事を中止し、上平には図書館分館を建設すると表明し「新図書館」を削除して改定されました。その際になぜこの改定をしなければならぬのか。図書館本館を現在の場所に残して欲しいという市民・図書館利用者の声を無視して上平移転を計画したのか。そもそも市民とともに創る図書館の図書館サービス計画はどうつくるか。今回の第3次サービス計画(案)のはじめに第2次計画(改定前)の厳しい検証が必要です。	ご意見は、参考とさせていただきます。 新図書館の見直しとそれに伴う本館の現状について、様々なご意見があることは認識しております。本計画では、この見直しも含めたこれまでの実績を踏まえ、図書館の10年後の将来像の実現を目指していきたいと考えております。
9	—	1章	1	3次計画の位置付け	第2次図書館サービス計画(概要版)(h28-32)の末尾には12項目の数値目標がありました。今回はありません。目標は後の評価のために不可欠ですが、目標を立ててもどうせムリだからと諦めたのですか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けており、計画の評価方法など進行管理等については、第4章で示しているものと考えております。

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
10	—	1章	1	1.計画の背景 1.1.国内の公立図書館を取り巻く環境	本文では、人口減少、SDGsとか流行り言葉を並べ、劇的変革期にあり…報収集や学習機会を求める声は以前にも増して高まっている、と述べながらコロナの一言もありません。コロナで様変わりの一年たっても無言であるのは、危機感が有りません。コロナ禍での図書館の在り方を考察できないようでは本計画は再提出が必要です。これでは図書館協議会も通らないです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 現在のコロナ禍の影響については、当然、配慮すべきものと認識しております。本計画では、当面の期間のコロナ禍に対する取り組みの考え方として、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の「3.4.新しい生活様式と展望」の中で示しております。
11	—	1章	1	1.2.本計画策定の経緯 『上尾市図書館に関するアンケート調査』について	2019/7、18歳以上の3,000名を無作為抽出でやっていますが、この方式に反対です。理由は ① 以前は各図書館窓口で受付けたから全員が実利用者です。本当のニーズや具体的な問題指摘が得られません。2013年は2294人でした。 ② 回収は971人、32%に過ぎません。市民では図書館を利用しない人が圧倒的に多いため希薄なアンケートになり、費用も過大です。市民の代表である図書館協議会から異論が出ると思います。 ③ この無作為式はここ数年市政の標準方式になりました。公平を建前にしていますが強い関心を持つ市民を排除する効果があります。	ご意見は、参考とさせていただきます。 市民意見の収集方法には様々な手法があります。無作為抽出におけるアンケートは、公立図書館の立場を鑑み、利用者だけでなく、利用されない方も含めた総括的な市民意見の把握が必要との判断によるものです。
12	—	1章	1	1.計画の背景 1.1.国内の公立図書館を取り巻く環境	P1.(1.1.)の文末に、以下の「」内の文章を挿入します。 「こうした国内の公立図書館を取り巻く環境を考慮し、第3次上尾市図書館サービス計画においても、地域や利用者の知る権利を保障し、学習機会を求める声に応え、可能な限り多角的な情報サービスを展開していく必要があります。」 (理由) (1.1.)で公立図書館を取り巻く環境について言及していることから、同じ公立図書館である上尾市図書館に求められる責務についても言及したほうがよいと考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、『公立図書館の任務と目標』(1989年、日本図書館協会図書館政策特別委員会)を踏まえてのものだと思います。これは、公立図書館の運営における基本理念と認識しており、本計画では、第2章においてこの趣旨を包含しているものと考えております。
13	—	1章	1	1.計画の背景 1.2.本計画策定の経緯	第2次サービス計画では「新図書館計画の見直し」という大きな転換がありました。計画が変更された原因を分析することなしに第3次計画は立てられないはずで、なぜならまた同じことを繰り返すことになるからです。第2次サービス計画に対する市民コメント(21人から意見数95件)の中には新図書館建設に関係する意見が28件ありました。このとき意見を出した市民を含めて、市民と意見交流が必要でした。ところが、今後の方向性についてあらためて考える必要性を強く認識した、その結果は市民3000人を無作為抽出で選定したアンケート調査です。有効回答数971人です。無作為抽出アンケートを必要と認識したと書かれています。どうしてそのような方法になったのか、その理由を知りたいです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 新図書館の見直しについて、様々なご意見があることは認識しております。本計画の推進に当たっては、市民の意見を聞く場を設けることも必要であると考えております。また、今回のアンケートの調査方法については、公立図書館の立場を鑑み、利用者だけでなく、利用されない方も含めた総括的な市民意見の把握が必要との判断したものです。
14	—	1章	2	1.計画の背景 1.2.本計画策定の経緯	『上尾市図書館の今後の在り方について』の脚注5に、以下の「」内の文章とURLを加筆します。あるいは、文末の参考資料の前に答申の全文を掲載します(その場合は脚注に明記)。「詳細は図書館HPおよび本計画P8を参照。 URL= http://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/65471.pdf 」 (理由) 『上尾市図書館の今後の在り方について(以下、『在り方』)』を未読の人への情報提供が必要です。P8に[2.1.「今後の在り方」を踏まえて]の項があるので、「本計画P8を参照」と付記します。文末に答申全文を掲載するのが最善ですが、頁数の関係で難しいということであれば、脚注のみ加筆でもよいと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 『上尾市図書館の今後の在り方について』(答申)は、本計画の基本方針の根幹となる部分であることから、より分かり易いものにと考えております。
15	—	1章	2	2.計画の位置づけ 項目名称について	P2.[2.計画の位置づけ]という節の文言を、[2.計画の趣旨]or [2.計画の性格]or [2.計画の位置づけ等]に変更します。 (理由) 節[2.計画の位置づけ]の中に、項として「2.1.計画の位置づけ」という同じ文言が使用されており、そのほかに「2.2.計画期間」と「2.3.計画の構成」があることから、2.1.~2.3.までを包含した文言を使用したほうがよいと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
16	—	1章	2	2.計画の位置づけ 2.1.計画の位置づけ 文末	<p>P2.[2.1.計画の位置づけ]の中で示されている「関連する市の諸計画」の内、『行財政3か年実施計画』と『(脚注7)上尾市個別施設管理実施計画』、さらに『上尾市行政改革大綱・実施計画』のそれぞれについては、図書館に係わる部分についてだけでも、説明があったほうが良いと思います。具体的には、『計画案』の巻末 i 頁の参考資料の前頁に「上尾市の諸計画(図書館関連部分抜粋)」を起こし、それを i 頁とします。かつ、前記3つの計画それぞれに脚注を付し、「巻末 i 頁参照」とします。</p> <p>(理由) 『計画案』に関心を寄せているとしても、上記3つの計画も合わせて目を通して目を通している図書館利用者や市民は、極めて少数であろうと推測します。そこで、巻末の参考資料の前に新たにページを起こし、3つの計画の内、図書館に関わる部分だけでも説明することが必要であると考えます。その場合のポイントを次に挙げます。</p> <p>『行財政3か年実施計画』については、現在公表されているのは「令和2～4年度」であり、その中で、事業費(見込額)の変更(増)が見られるのは、同計画の72頁(5-2 図書館施設管理事業)のみです。令和3年度になぜ予算額が2,300万円増となるのかについて、簡単に説明すると良いのではないのでしょうか。</p> <p>『上尾市個別施設管理実施計画』については、「マネジメントの方向性」(P1-13)において、○第8次行革(運営の委託化)検討結果の遂行、○本館⇒機能の移転更新及び拡充。残存建築物は用途転用、○分館・(公民館)図書室⇒所在施設の目標耐用年数を用途に統廃合・再配置とあり、行程概要にも同様の記述があります。これらは市図書館にとって大変重要な計画であり、しかも、具体的に動きが求められる第2期は2021(令和3)年度からとなっています。これらのことについて、「こうした計画も示されている」といった表現でもよいので、『計画案』において明示すべき事柄であると考えます。</p> <p>『上尾市行政改革大綱・実施計画』については、「進捗管理シート」により毎年度の進捗状況が公表されているほか、「上尾市行政改革プラン(案)」が現在検討されています。その中では、「改革の柱 ③民間活力の活用」として、「14.図書館業務のさらなる委託化」とあります。同プラン(案)では、「図書館窓口業務については民間事業者への委託を行っているが、多様で効率的なサービス提供のため、民間事業者等への指定管理者制度の導入を含めた委託化を検討する必要がある」として「現状と課題」として掲げられており、その改革戦略(取組内容)としては、「民間事業者等への指定管理者制度への導入を含め、今後の管理運営方法を検討する」とされています。このことに関して、『計画案』では、P.7に「上尾市図書館の窓口業務は、平成19年から民間委託しており…(以下略)」(※後述するように、この文言は訂正する必要があります)との記述があるものの、上述の「図書館業務のさらなる委託化」が具体的にどのようなことであるのかは説明されていません。ゆえに、上尾市の「行革プラン(案)」を示した上で、「さらなる委託化」については、「指定管理者制度とは何か」について説明する必要があります(本文で簡単に説明すれば、巻末の用語解説に掲載する必要はないと思います)。ただし、「指定管理者制度導入については、図書館協議会も含めて、十分論議が尽くされていないため、『計画案』には記載しない」ということであれば、それは一つの見識だと考えます。また、「基準」においても、公の施設は設置者が管理することが原則であることから、指定管理者という言葉を使用せずに、「当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には…」と表現しています。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。関連する市の諸計画における図書館の取り扱いについては、ご指摘のとおりです。計画書の内容が複雑にならない範囲で表現を工夫します。</p>
17	—	1章	3	3.上尾市図書館の現状と課題	<p>現状項目の内容が抽象的で具体性に欠けます。特に貸出統計のこの五年間のデータを示さないと、事実の裏付けの無いイメージだけの議論になります。データ中心にしましょう。</p>	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。ご指摘のとおり事実の裏付けは重要と認識しております。本計画の統計的な数値は、統計資料である上尾市図書館要覧を基に作成しており、基本的には、ご指摘の内容も当該資料により確認できるものと考えております。</p>
18	—	1章	3	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題(全般)	<p>P3.(3.1.サービスの現状と課題)の(1)～(5)それぞれについて、『図書館法(「法」)』および『図書館の設置及び運営上の望ましい基準(以下、『基準』)』のどの条項あるいは対応箇所等を示します。(例)(1) 図書館資料の収集・組織化・排架・保存(=「法」第3条1・2)</p> <p>(理由) P2に「本計画は、『図書館法』や『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』などに基づき…」とあることから、『法』や『基準』と対応させていけば、上尾市図書館におけるサービスの課題が浮かび上がってくると考えられます(できれば、『法』第3条の奉仕全てについて検証することが求められます)。たとえば、『法』第3条7に「時事に関する情報及び参考資料の紹介、提供」がありますが、上尾図書館のサービスとして具現化しているかの検証が求められます(例:新型コロナウイルスに関する情報を、特設コーナーに展示するなどの取り組み)も考えられます。また、『法』第3条9の「学校、…(略)…と緊密に連絡し、協力すること」について、『計画案』での記述が不足しているように思えます。</p>	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。本計画は『図書館法』や『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』だけでなく、『上尾市図書館の今後の在り方について』(答申)に基づいております。したがって、ご意見の内容については、本計画の推進の中で、必要性に応じて適宜示すなどの対応をしていきたいと考えております。</p>
19	—	1章	3	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1) 図書館資料の収集・組織化・排架・保存 ※ご意見ではP6他	<p>図書館資料の組織化(p6)、レファレンスサービスを今後の図書館の中心的サービスとして職員体制を強化(p7)との記載がある一方、p14では、司書有資格者または専門的知識を持った職員の配属については、現行制度の中で可能な限り対応するとの記載があります。上記組織化及びレファレンスサービスを中心的にするためには、専門性・経験性を有する職員の配置が必須かと考えますが、P14の記載内容は具体性の担保が乏しく、根拠づけとしては弱いと思います。p14については、もう少し具体的な記述が必要であると考えます。</p>	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。図書館に関する専門性を有する司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政の方針などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。本計画では、これを前提としてサービスの方向性を示しております。</p>
20	—	1章	4	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1) 図書館資料の収集・組織化・排架・保存 「書架スペースの確保が難しく」	<p>第2次計画でも同様な問題が指摘されていたが、何らの解決策も見受けられない。図書館施設に限定するならば改修するなり増築する必要があるが、図書館施設に限定しなければスペースはあるのではないか。閉架なら小中学校の空き教室などのリフォームで書架スペースを確保することも検討する価値はある。</p>	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。ご指摘いただいた箇所は、主に分館の閲覧に供する開架スペースに関する課題についての記載ですが、本計画を推進する中で、より良い環境整備を行っていききたいと考えております。</p>
21	—	1章	4	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1) 図書館資料の収集・組織化・排架・保存 「郷土資料や」	<p>郷土資料などには、貸出禁止資料・図書があります。デジタル化することで多くの人の目に触れるはずですが。</p>	<p>ご意見は、参考とさせていただきます。郷土資料のデジタル化の有効性は認識しており、著作権法はじめとする法令、その他指針等に配慮しながら本計画において推進を図りたいと考えております。</p>

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
22	—	1章	4	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (1)貸出・返却・閲覧	広域利用に関する協定を結んでいるが、有効に活用できているとは思えない。相変わらずリクエストは窓口まで行かなければならない。ネットの相互乗り入れが出来れば、広域利用の活用は格段に増すであろう。予約・リクエストの7割以上がネットを利用しているのだから。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画を推進する中で、サービスの充実を図りたいと考えております。
23	—	1章	4	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (3)予約・リクエスト	リクエストについては、1人年間何冊までとの決まりがあるのか？だが、1～2冊にするべきである。市民のごくごく一部の人しか利用していない図書館であり、税金である。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館の資料提供サービスについては、様々なご意見があると認識しております。本計画を推進する中で、利用者にとってより良いサービスとなるよう努めたいと考えております。
24	—	1章	5	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (4)情報サービス	1項目目「…このため、広報やサービスの利用案内、窓口の設置など、…」を、以下の文言に訂正します。 「…減少傾向にあります。しかしながら、図書館利用者のための「情報リテラシー」教育も、上尾市図書館の責務であると捉え、広報やサービスの利用案内、本館に現在設置しているレファレンスのためのコーナーに職員を常置するなど、…」 (理由) 上尾市図書館は教育機関であり、利用者に向けて「情報リテラシー」を獲得かつ向上させることも、図書館の重要な責務であると考えます。具体的には、まず、現在常時空席になっている「レファレンスのためのコーナー(カウンター脇の資料案内のための机)」に職員(委託職員以外)を常置し、利用者との接点を創り出していく必要があるのではないのでしょうか。なお、「情報リテラシー」獲得の問題は、3項目目のデジタルデバインドの前に「情報リテラシーの獲得と同時に」という文言を挿入してもよいのではないかと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 情報サービスを扱う図書館として、第3章「3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援」の「3.7.情報活用能力向上支援」を掲げていることも踏まえた表現をしたいと思いますと考えております。
25	—	1章	5	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 脚注14	回答制限が設けている」を「回答制限を設けている」または「回答制限が設けられている」に訂正すべきであると考えます。 (理由) 国語的な表現の誤りだと思われます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において修正します。
26	—	1章	5	3.上尾市図書館の現状と課題 3.1.サービスの現状と課題 (4)情報サービス インターネットの活用～公衆無線LANの未整備	今後、5年間で全館(公衆無線LANの)整備希望。格差解消を進めて欲しいです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、10年後の将来像を見据えた、前期5年の図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的方針との位置付であり、計画を推進する中で、調査・研究を進めていきたいと考えております。
27	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	老朽化による建物、設備について、早急なる解決策を示して欲しい。上平地区への移転はポツとなったが、現在地での新設計画は？	ご意見は、参考とさせていただきます。 現時点では、本館を含めた新たな施設等の整備計画はありませんが、施設等の老朽化は課題として認識しております。このことについて、本計画では、市の公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組んでいくものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
28	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	老朽化による建物、設備の劣化及び耐震強度などが心配です。市民の納める税金のムダ使いをしないように適切な使い方をして下さい。本館及び分館の思い切ったリニューアルないしは建替えが、図書館のサービスとしては第一優先課題かと思えます。本館の場所は上尾の中心、ヘンだと思えます。大切に大事にしてもらいたいと思います。	ご意見は、参考とさせていただきます。 施設の耐震については、耐震診断の結果等を踏まえ必要とされる措置を講じておりますが、施設等の老朽化は課題として認識しております。このことについて、本計画では、当然、財政面の配慮をした上で、市の公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組むものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
29	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題	司書の有資格者は14名とあるが、有資格者はいるが司書はいないと聞いたことがある。少なくとも図書館長は司書有資格者ではないようです。図書館の専門職である司書の扱いに疑問を感じます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご意見にある「司書はいない」とは、市の制度上の職名を指してのものと思われる。司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていききたいと考えております。
30	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	築30年以上とありますが、その程度で老朽化と嘆くのは贅沢も良いとこ、喜ぶのは建築業者だけです。長持ちを心がけ、我慢しましょう。	ご意見は、参考とさせていただきます。 施設の老朽化に対するご意見は様々であると認識しております。このことについて、本計画では、市の公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組むものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
31	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	1項目目「…しづらい箇所も散見されます。」に続いて、次の文章を加筆します。「なお、これらのことについては『上尾市個別施設管理実施計画』において、「本館⇒機能の移転更新及び拡充。残存建築物は用途転用、分館・(公民館)図書室⇒所在施設の目標耐用年数を目標に統廃合・再配置」が提言されています。」 (理由) 上尾市図書館、とりわけ本館については、職員・利用者ともに「本館の施設は何とかならないか」という思いを抱いているのではないかと。『計画案』において「本館を含めた施設については、こうあるべきだ」という具体像を示すのは様々な事情から困難だと思われそうですが、『上尾市個別施設管理実施計画』からの提言を示すことで、「本館は移転し、残存施設は用途転用」という流れを強調することは可能だと思われそうです。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 関連する市の諸計画については、表現を工夫して記述します。

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
32	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題	本館、分館、公民館図書室、それぞれの役割について、第3次図書館計画には書かれていません。行政的視点だけでは、行政改革大綱や公共施設等統合管理計画との関連で、施設が存在そのものが脅かされます。市民サービスのために必要な役割を担っていることを市民の要求に合わせて、共同して作り上げることが必要だと思います。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の「3.2.施設の現状と課題」において、役割について記載しているものと考えております。
33	—	1章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題	図書館の職員には、専門的な対応が求められます。そのため人材の確保と育成が重要です。司書資格を持たない方が勤務しているのが実態です。司書資格を有する方に図書館運営を任せよう、条例を変えてもらいたい。 また図書館資料や設備更新などの投資が必要かどうかを判断できるよう市民への説明を行うべきです。他市と比較した資料が必要です。	ご意見は、参考とさせていただきます。 なお、司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていきたくと考えております。
34	—	1章	7	3.上尾市図書館の現状と課題 3.4.新しい生活様式と展望	電子書籍を必要とし活用できる市民の人数、また視覚障害者や外国人向けサービスを必要としている市民の人数を調査して、結果を公表すべきです。 ここには書いてありませんが、公衆無線LANは本館、分館、公民館には必要です。少なくとも上尾市のホームページを閲覧できる機能を図書館には備えるべきです。できない市民がいたら講習会を行うべきです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 電子書籍や公衆無線LANは、いずれも様々なサービスへの展開が期待でき、現在の社会情勢を鑑みても前向きに検討すべきものと考えております。また、本計画では、ご指摘の支援については、第3章「3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援」の「3.7.情報活用能力支援」において掲げております。
35	—	1章	6-7	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題	以下のように書き換えます。 「上尾市の職員の種類・職名の現状(参照:「上尾市職員の種類及び職名に関する規則」)から、上尾市図書館の職員は、『法』第4条に規定される専門的職員である「司書」・「司書補」は配置されていません。その一方で、令和3年3月末時点で、館長を含め正規職員15名、会計年度任用職員12名の合計27名で、このうち司書有資格者は14名となっています。また、『基準』において「司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」とされている館長については、現状では司書有資格者ではありません。しかしながら、職員は『法』第3条4に示されているとおり、図書館サービスにおいては、高度なレファレンスサービスや『著作権法』など専門的な対応が求められるケースも多く、知識や技能の向上に向けた取り組みが必要です。」 (理由) 『計画案』が『法』や『基準』などに基づいて作成されているのであれば、上尾市図書館には、職名としての「司書」・「司書補」はないということを対外的に明らかにしたうえで、様々な取り組みをする必要があります。その意味で、市議会での質問(司書は何人いるか)に対して、司書有資格者数を示すのは、正確性に欠ける答弁だとも言えます。『法』第4条では、「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」「司書は、図書館の専門的事務に従事する」と明確に謳われています。このことを押さえたうえで、「『法』で定める意味での専門的職員はないが、それに出来るだけ近づくように図書館奉仕に取り組んでいます」と言うほうが、利用者や市民からの理解を得るのではないのでしょうか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、「司書」の一つの考え方で、地方公共団体における制度上の議論であると考えます。司書の配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。したがって、本計画では、現行制度の中で司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置されるよう調整を図っていきたくと考えております。
36	—	1章	6-7	3.上尾市図書館の現状と課題 3.3.運営の現状と課題 3項目目	一番上(3.3の3項目目)を以下のように訂正します。「上尾市図書館のカウンター業務等一部奉仕外部委託については、平成18年の駅前分館開設と同時にカウンター業務を民間委託したのを皮切りに、現在は本館・分館とも民間委託しています。開館時間の拡大など市民サービスの向上に努めてきましたが、図書館職員と利用者との直接的な接点は…(以下『計画案』と同じ)」(理由) 『上尾市図書館要覧 令和2年度』2頁には、「平成18年1月 上尾駅前分館を開設し、カウンター業務を民間委託」との記述があることから、「平成19年から民間委託しており…」は誤りであると思われます。また、『計画案』では、「窓口業務」という言葉を使用していますが、「窓口業務」では意味が伝わりにくいため、「カウンター業務等一部奉仕外部委託」という表現を提案します。さらに、「利用者との直接的な接点は…」という文言は、誰と利用者との直接的な接点なのか不明確なので、「図書館職員」という文言を挿入したほうがよいと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 民間委託に関する記述は、趣旨として本館を含む図書館網全体を意図したものでしたが、ご指摘のとおり上尾駅前分館は前年から開始しており、誤解を招く内容であるため、修正します。
37	—	1章	6-7 9	1章 3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.施設の現状と課題 本館をはじめ～老朽化による建物、設備の劣化 3.4.新しい生活様式と展望 将来像である基本的機能…居心地の良い空間づくり 第2章 2.基本方針 2.2.基本方針 ◎基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 アンケートによる進むべき方向性 気軽さ、居心地、身近、第3の居場所	限られたスペースと予算でどう進めていくのか？各館お金のかからないリノベーションの提案を地域住民(特に若い人)に提案してもらおう。建物が古くても、耐震があれば活用してあたたかみのある空間の演出を図れると思います。 商業施設の空いているスペースを学生の勉強場所に。	ご意見は、参考とさせていただきます。 施設の老朽化に対するご意見は様々であると認識しております。このことについて、本計画では、市の公共施設マネジメントとの整合性を図りながら取り組むものとしており、今後、具体的に検討してまいります。
38	—	2章	8	2.基本方針 2.2.基本方針 ◎基本方針Ⅰ 図書館の基本的機能の充実	成果を挙げている事業について引き続き推進とあるが、どのような事業が有り、どのように成果を上げているのか。第3次計画だけでは情報がなく、コメントしようがない。	ご意見は、参考とさせていただきます。 事業の成果については、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の中で触れております。より詳しくは、年度ごとに発行する統計資料である「上尾市図書館要覧」や年度の事業、計画の進捗管理状況など図書館のホームページでもご確認いただけます。
39	—	2章	9	2.基本方針 2.2.基本方針 ◎基本方針Ⅱ 多様なニーズに応えるサービスの提供	専門性が高い分野の情報ニーズとは何を差すのか。全体的に抽象的で具体性に欠けるきらいがある。	ご意見は、参考とさせていただきます。 基本方針は、包括的な表現となっており、具体的な対象については、第3章サービス計画項目の中で挙げております。

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
40	—	2章	9	2.基本方針 2.2.基本方針 ◎基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 ※ご意見ではP5,P12	「サードプレイス」という用語が出てきますが、誰もが共通に認識できる、もう少し具体的なイメージを想定できる記載が必要かと思えます。あるいは御市が想定するサードプレイスとはどういう場所なのか、具体的な表記を求めます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 「サードプレイス」のイメージは、文中及び脚注に示しているとおりです。図書館が「気軽に立ち寄れる」「居心地の良い空間」「身近にある」場所となることで、利用者の皆様に「第3の居場所」として認識していただけるものと考えております。
41	—	2章	8-9	2.基本方針 2.2.基本方針	1行目「…望ましい基準で掲げられている図書館の基本的機能について更なる充実を目指します。」を、以下のように修正します。「…図書館における資料収集は、図書館の重要な「基本的機能」であることから、望ましい基準およびその活用の手引きに示されている趣旨に沿うよう努めます。」 (理由) 「◎基本方針Ⅰ 図書館の基本的機能の充実」とありますが、これは、上尾市図書館協議会「上尾市図書館の今後の在り方について(答申)」の4つの柱の一つである「収集」の中の「(1) 資料や情報の収集等、基本的機能の充実」を参照したと思われまます。 「図書館資料の収集等」について、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』では、「収集方針及び選定基準は、図書館の全職員の合意と共通理解を得て作成する。収集方針等の作成に当たっては、利用者ニーズと地域社会の状況を反映しつつ、資料に精通した司書が中心となって作成することが重要である」と説明されています。翻って上尾市図書館の現状を見れば、図書館法に定められた「専門的職員としての司書」は採用・配置されていないことから、このことについては根本的な対策が講じられない限り、『在り方』の記述には首肯することができません。その意味では、同答申P2(1)ア.「基本的機能の更なる充実」の文章自体、「資料や情報の収集等」から逸脱している印象は拭えません。	ご意見は、参考とさせていただきます。 「司書」に対する考え方に基づく、ご意見の一つとして取り扱わせていただきます。「司書」を職名として採用するかどうかや、その配置は、法令上の義務ではないことを踏まえ、図書館の役割や実態、地方公共団体における人事行政などを総合的に勘案して決定されるべきものと認識しております。現行制度の中では、司書の資格を有する職員をできるだけ多く配置し、その専門知識を利用者サービスに役立てることが、重要であると思われまます。
42	—	3章	6	3.上尾市図書館の現状と課題 3.2.運営の現状と課題	民間委託は良いですが、現場を見れば、市民の利用度合と比べたら過剰人数体制です。運営費4億3千万円を減らし書籍購入に当てましょう。肝心の図書購入費が明記されていないのは少なすぎて恥ずかしいからですか、単なる書き忘れですか？	ご意見は、参考とさせていただきます。 民間委託は、良質な図書館サービスを提供するための効率的かつ効果的な運営手法として、選択肢の一つであると認識しております。本計画を推進する中で、より良い運営方法について議論を重ねていきたいと考えております。
43	—	3章	10	1.基本方針Ⅰ 図書館の基本的機能の充実 1.4.閲覧	雑誌は本館に集中設置することが必要と考えるが、「芸術新潮」は現在本館には置かれていないので改善を求めます。	図書館の資料収集に関するご要望の一つとさせていただきます。
44	—	3章	10	1.基本方針Ⅰ 図書館の基本的機能の充実 1.3.貸出	非来館型サービスとして有望な電子書籍とあるが、その前に貸出禁止資料のデジタル化を希望する。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館資料のデジタル化については、著作権法をはじめとする法令、その他指針等に配慮し、対応可能かどうか含めて調査・研究を進めていきたいと考えております。
45	—	3章	10	1.基本方針Ⅰ 図書館の基本機能の充実 1.3.貸出	自動貸出機・自動返却機などICT設備の導入とありますが、費用対効果や総コストを説明してから導入し、おもちにならないように。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画を推進する中で、コストは重要な要素であり、合理的に判断する必要があると認識しております。
46	—	3章	10	1.基本方針Ⅰ 図書館の基本機能の充実 1.2.図書館資料の組織化	これは大変ありがたいと思っています。以前、口頭で閉架図書も含め分類ごとにできるようにしてほしいと話したが、日本十進分類法から探せることになり、上尾市図書館内の旅を楽しんでいます。担当者の方、本当に有難うございました。	図書館資料の検索性の向上は、利用者サービスに繋がるものとして図書館職員及びスタッフが常に心がけている点であり、本計画の推進においても、さらなる利便性向上に努めていきたいと考えております。
47	—	3章	11	1.基本方針Ⅰ 図書館の基本機能の充実 1.5.予約・リクエスト	WEB予約の推進を一層高める、とありますが、「どうやって」、「どの位の値へ」が抜けています。書いてください。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。当該項目はサービスの方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、第4章「1.計画の進行管理」における年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
48	—	3章	12	2.基本方針Ⅱ 多様なニーズに対応するサービスの提供 2.1.レファレンスサービス	<方向性>の文章の後に、次の文を加筆します。「当面、本館に現在設置しているレファレンスのためのコーナーに職員を常置します。」 (理由) 本意見書P4で述べたとおり、現在空席になっている、カウンター脇の「レファレンスコーナー」に職員(委託職員以外)を常置し、利用者との接点を創り出していく必要があると考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。当該項目はサービスの方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、第4章「1.計画の進行管理」における年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
49	—	3章	16	3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援 3.7.情報活用能力向上支援	<方向性>の文章の後に、次の文を加筆します。 「また、利用者の「情報リテラシー」獲得と向上のための講座等を開催するよう努めます。」 (理由) 上尾市図書館は教育機関であることから、利用者の「情報リテラシー」を獲得かつ向上させることも、図書館の重要な責務であると考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。 ご指摘の内容は、同項目の要素の一つとして含まれていると考えておりますが、より分かり易い表現を工夫したいと考えております。

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
50	—	3章	16	3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援 3.8.ボランティア活動 ※ご意見ではP13	ボランティア活動の支援の記載がある一方、市民との協働についての記載も必要ではないでしょうか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、市民との協働を念頭に、図書館としてボランティア活動を支援する役割を進めていきたいと考えております。
51	—	3章	17	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備	第2次図書館サービス計画で新図書館(本館)建設として上平公園西側が予定として明記されていたが、計画中断以降の変更について今回計画で提言されていない。	ご意見は、参考とさせていただきます。 新図書館計画の見直しに伴う第2次上尾市図書館サービス計画の改訂の中で、建設予定地に関する記述について削除しております。当該土地の活用については、現在、上平地区複合施設検討委員会で複合施設の基本構想の検討が進められております。
52	—	3章	17	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備	現本館は建築後40年経過と老朽化しており、再建が急務であるとする。全市民の利便性を考え、現在地の建て替えか、新立地を見つけて、建物の容積・構造を検討するのではなく個別サービスを出しても、順が逆になると考える。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本館の老朽化は課題であると認識しております。しかしながら、ご指摘の箇所は、市内の各分館・公民館図書室を含めた環境整備という観点での記述であり、本計画では、各施設の現状を踏まえながら、将来に向けて適切に取り組む必要があると考えております。
53	—	3章	17	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 4.4.施設・設備	現在、2脚設置されている戸外の遍照院側の2～3脚増設して欲しい(本館)。特に、土・日・祭日での需要が高いため。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本館の施設・設備に関する環境整備のご要望の一つとさせていただきます。
54	—	3章	17	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 4.4.施設・設備	現在はないが、小説談話室の設置を求めます。本館2階の対面朗読室の未使用時間の開放や同1階の子供部屋の一部を仕切り、又は時間を定めて開放する。稼働率の向上により、需要が満たされる。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本来の目的を損なうことなく運用可能かどうか見極める必要があり、本館の施設・設備に関する環境整備のご要望の一つとさせていただきます。
55	—	3章	17	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 4.1.学習活動環境の整備	学習席の増設は大歓迎します。コロナ禍でもソファなど追加して頑張ったと思います。でも、老人のイスより中高生の学習席を優先しましょう。そして、今は何席、五年後に何席増設にという目標を書いてください。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。当該項目はサービスの方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、第4章「1.計画の進行管理」における年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
56	—	3章	17	3.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 4.4.施設・設備 ※ご意見ではP14	施設整備のみでなく、図書館への交通手段の確保についての記述が必要と考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 ご指摘の内容は、利用者の来館の利便性への配慮についてのもものと認識しましたが、「交通手段の確保」は図書館サービスとは趣旨が異なると思われます。本計画では、図書館サービスの視点から、全域サービスの展開とこれを支える図書館網の整理が来館の利便性向上につながる方向性であると考えております。
57	—	3章	17	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 4.1.学習活動環境の整備 学習スペース等	課題を年度ごとに取り組むにあたり、まず、若い人への学習、居場所スペースを実現して欲しいです。	ご意見は、参考とさせていただきます。 将来の社会の担い手である若者を支援することは重要であると認識しており、本計画を推進する中で、実現できるよう努めます。
58	—	3章	18	4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 新たな項目を追加 4.6.(仮)他図書館に学ぶ	新たに4.6 を起こし、次の文言を挿入します。 「上尾市図書館と同様に「一部奉仕外部委託」運営方式を採用している全国の図書館の実践等を学び、課題解決に取り組めます。」(理由) 全国には、上尾市と同様「一部奉仕外部委託」運営方式(指定管理者制度以外)を採用している市が、146市(政令市除く)あると考えられます(日本図書館協会『日本の図書館 2019』データ等によります)。そうした図書館での様々な取り組み(小山市立中央図書館の取組などは非常に参考になります)、あるいは、図書館の運営形態について図書館協議会に諮問し、「直営を基本としたうえで効率的な運営が望ましい」との答申を受けている(丸亀市立中央図書館)など、様々な実践があると思われます。上尾市図書館としても、これらの実践に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館の運営に関する調査・研究については、第3章「4.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備」の「4.2.運営」で運営に関する調査・運営を掲げており、この中で網羅しているものと思われます。
59	—	3章	18	3.基本方針Ⅳ 時代に合わせた環境整備 4.4.安全管理 ※ご意見ではP15	今回のコロナ禍のような感染症対策に関する記載も必要と考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画では、コロナ禍の経験を踏まえ、第1章「3.上尾市図書館の現状と課題」の「3.4.新しい生活様式と展望」において、当面の期間のコロナ禍に対する取り組みの考え方を示しております。また、非常事態による被害防止の観点としては、「4.5.安全管理」に方向性を示しており、具体的な取り組みとしては、第4章「1.計画の進行管理」の年度ごとの事業計画で示していきたいと考えております。
60	—	3章	—	サービス計画項目全般	多くの項目が抽象的な言葉で述べられているが、全て出来るわけではない。プライオリティを付けてメリハリのある計画にするべき。	ご意見は、参考とさせていただきます。 本計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針と位置付けております。進行管理については、第4章「1.計画の進行管理」の年度ごとに事業計画の中で、優先順位を意識して進めていきたいと考えております。

第3次上尾市図書館サービス計画(案)に係る意見書及び回答

No.	部	章	頁	意見該当項目	意見	市の考え方(回答)
61	—	3章	15-16	3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動の支援全般	3.1～3.8に加えて、(例:3.2と3.3の間)「学校支援サービス」の項目を加える。 (＜方向性＞の文例) 現在、小中学校に配置されている図書館支援員に向けての研修や実践交流等を充実させ、小中学校と緊密に連絡し、各学校の図書館学習に協力していきます。 (理由) 『法』第3条9に、学校と緊密に連絡し、協力することと定められているため。	ご意見は、参考とさせていただきます。 学校への支援や連携については、上尾市図書館において子どもの読書活動支援センターが担っております。本計画では、第3章「3.基本方針Ⅲ 市民の学びと活動支援」の「3.4.子どもの読書活動支援」が該当し、「第3次上尾市子どもの読書活動推進計画」に沿って、同センターの活動を進めてまいります。
62	—	4章	19	計画の推進体制全般	行財政計画等との連携を図るなら、市民の評価を直接とるべきです。モニタリングのやり方はさまざまあります。無作為アンケートより、利用している市民と直接対話し、意見交流を図ることをお願いしたいと考えます。	ご意見は、参考とさせていただきます。 市民意見の収集方法には様々な手法があります。無作為抽出によるアンケートは、公立図書館の立場を鑑み、利用者だけでなく、利用されない方も含めた総括的な市民意見の把握が必要との判断によるものです。利用に関するモニタリングを目的とする場合には、実利用者に向けたアンケートを実施するとともに、意見交流も図っていきたくと考えております。
63	—	4章	19 20	1.計画の進行管理 2.運営状況の評価	第2次サービス計画では、図書館協議会の委員構成を5年後までの目標として、公募委員を含めた委員構成にする…としてあるが、実施されましたか。最近の協議会を見るに、出席率・意見内容を見るに、公募委員複数名の参入を行った方が効果的と考える。	ご意見は、参考とさせていただきます。 図書館協議会の委員については、現在まで公募の実績はありません。同協議会は、本計画において第三者評価を担う重要な役割であると認識しており、引き続き法令その他の基準などを踏まえながら、より良い構成となるよう検討していきます。
64	—	資料	i	参考資料	リンク設定できる資料にはリンクを張って欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。
65	—	資料	ii - iii	用語解説 「司書」	* 23「司書」について、以下のように訂正します。 用語の「司書」⇒「司書・司書補」に、意味は「図書館法4条および5条によれば、司書とは、図書館の専門的業務に従事する専門的職員であり、司書補は、司書の職務を助けるとされています。」 (理由) 正確を期すためです。 * 用語に「装備」を加え、意味を解説します。 (理由) 「除籍」はありますが、「装備」は見当たらないため。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の校正において検討します。